

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会
一 般 質 問（個 人 質 問）者 一 覧

	質 問 者
1	堺 剛
2	橋本 健
3	長谷川 公成
4	木村 彰人
5	藤井 雅之
6	小島 真由美
7	神武 綾
8	笠利 毅
9	門田 直樹

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
1	堺 剛 (6)	<p>◆地域住民の生命を守る災害発生時の本市の役割機能について</p> <p>(1) 今後の危機管理機能を専断的に俯瞰する所管設立が不可欠であると考えているが、市の見解を伺う。</p> <p>(2) 災害時における関係者がリアルタイムで情報共有できるシステムの構築について市の見解を伺う。</p> <p>(3) 災害時の協力業者等や団体との情報共有化のシステム構築について市の見解を伺う。</p>

【質問本文】

件名「地域住民の生命を守る災害発生時の本市の役割機能について」伺います。

近年、全国的に想定を超える大規模災害が頻発しています。また、今般の世界的規模となった新型コロナウイルス感染症における災害を経験する中で、危機管理体制の新たな取り組みを構築しなければならないと実感しています。そして、本市においては、風水害をはじめ、警固断層や宇美断層など直下型地震想定に対する大規模災害にあわせて住民の安全を確保し被害を最小限に食い止めるために、近隣市、関係する機関団体との連携や国家プロジェクトが推進する情報通信技術の戦略的イノベーションを参考として、災害対策強化を支柱とした本市機能の役割を再検討する事が重要であると認識いたします。

また、初めて経験した今回の感染症対策対応等においても、最前線である相談窓口や各関係課での対応は、限られた資源で通常の何倍もの業務をこなさなければならない状況であり、その中で住民一人ひとりに適切な対応をすることが求められる現状です。

そこで、大規模災害や気候変動への適応、感染症等における業務継続対策の重要性が浮き彫りになっている今、本市の災害時における業務継続の観点から組織機構を見直し危機管理機能を専断的に俯瞰する所管設立が不可欠であると認識していますが、市の見解をお聞かせください。

次に今後災害時において想定される課題として、本市が適切な避難誘導・指示や緊急活動の優先順位等を決定する際に、大量の災害情報により判断が困難な状況になることが挙げられます。現代では、ICT（情報通信技術）の進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためのICTの活用を積極的に進めるべきと考えます。

具体的には、平常時に運用している公民館や学校等のホームページをクラウド化し、災害発生時に書き込まれた避難所等の電子情報を、関係者がリアルタイムで共有できるシステムの構築が考えられますが、市の見解をお聞かせください。

学校ホームページのクラウド化による情報共有システムは、新型インフルエンザなどの感染症の発生状況の迅速な掌握による流行防止も期待できると思います。

次に災害が発生した場合、地元の建設土木関連等の業者の皆様は、真先に復旧のために被災現場に駆けつけていただいています。また、災害時のゴミ処理対応も関連業者の方に協力していただいています。このように災害時応援協力を頂いている業界団体の皆様からの現場の情報は、正確であり信頼性の高いものであると思います。そこで、スマートフォン等を活用して災害時に応援協力いただける地域の業界団体の情報を共有するシステムの導入も有効と考えますが、市の見解をお聞かせください。

最後に九州北部豪雨災害や今回のコロナウイルス感染症等を含む甚大な災害は、大きく市民生活に影響し地域社会の生活様式や市民意識が災害事象にあわせて変容していると実感しています。

その上で、本市に於いても校区単位での安心安全の地域づくりを核にした、きめ細かな行政サービスを提供できる役割体制を今以上に深化させる事が求められるものと思います。私は市民の生命と財産を守る観点から、本市の役割機能充実を図る新たな取り組みが必要であると確信しておりますので、上記の1件3点の項目に対して、ご回答をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

質問者	堺 剛 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 防災安全課
1	1	(1)～(3)		

[質問件名]

1 地域住民の生命を守る災害発生時の本市の役割機能について

[質問要旨]

- (1) 危機管理機能を専断的に俯瞰する所管設立についての要望について
 (2) 被害を最小限に食い止めるためにICTを積極的に活用し、公民館や学校等のホームページをクラウド化し、災害発生時の避難所情報などを共有できるシステムの構築について市の見解を問う。
 (3) スマートフォン等を活用し、災害時の応援協力いただける地域団体の情報共有システムの導入について問う。

[質問回答]

「地域住民の生命を守る災害発生時の本市の役割機能について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「危機管理機能を専断的に俯瞰する所管の設立について」ご回答いたします。

総合的な危機管理を担当する所管の設置につきましては、消防や警察、自衛隊などの関係機関との調整を迅速に行うことはもちろん、適切な人員体制確保や、専門的知識を持った職員の人材育成などの課題整理を行っているところです。

このような中、今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、今までの目に見える自然災害とは違い、ウイルスという目に見えない危機に対して、世界同時多発的に起こった感染とその拡大防止を中心とした対応に迫られることとなり、全国的にも混乱した状況下で、本市におきましても感染拡大防止に全力を挙げて対策を行っているところです。

このような状況のもと、4月1日から防災安全課を危機管理の統括窓口とした「新型コロナウイルス対策本部」体制へと組織の強化を図り、緊急事態宣言に対応した各種取り組みに努めてきたところです。

今後は、防災・減災の基本に立ち、自然災害に対する対応だけにとらわれることなく、消防や警察、自衛隊などの関係機関との今まで以上の連携に加え、保健機関や医療関係者との連携も充実させ、市民の生命と財産を守ると言う行政の使命を果たすためにも、あらゆる災害に対応した危機管理部門の設置に向け、調査・検討を行ってまいります。

次に、2項目めの「災害時の情報共有システムの構築について」ご回答いたします。

市庁舎が被災した場合に備え、住民基本台帳システム等の基幹系システムは、既にクラウド化をしており、情報系システムについては、現在クラウド化はしていませんが強靱化を行い、どちらも外部アクセスを防ぐなどの危機管理対応を行っております。

また、市内小中学校については、昨年度、教育情報ネットワークを構築したところであり、クラウド化につきましては市庁舎の情報系システムとあわせて今後検討してまいります。

なお、リアルタイムで情報を共有できれば、適切な避難誘導や指示・緊急活動の判断材料になるのではとのことについてですが、議員ご指摘のとおり、災害時の専用ホームページ等を立ち上げるなどし、GPS情報を付した被災現場の写真等を送っていただくことができれば、早期に情報収集ができ情報の一元化を図ることはできるかと思えます。

しかしながら、市内全域での大規模災害を想定した場合、かなりの数の被災情報が短期間に集中し、市へ集積されることにもなり、真に救助を求めている情報が埋もれてしまうことや、発信された市民の皆さまへの対応にすべてお答えできないなど、一層の混乱を生じる懸念もありますので、導入にあたっては組織体制や導入経費など、十分な調査・研究が必要と考えます。

また、あわせて既存の支援システムの利活用や公民館を含む避難場所におけるICTの活用など、地域の安心・安全の確保と、市全体の危機管理の推進に向けて調査・研究を行いたいと考えております。

次に、3項目めの「災害応援協力団体との情報共有システムの構築について」ご回答いたします。

平成15年の豪雨災害を教訓に、平成18年以降、市内の土木業界や造園組合、管工事組合などと「災害時における協定」を締結し、災害時の応急対応について、協力体制を整えております。また、毎年9月1日に「太宰府市・筑紫野市合同防災訓練」を実施し、協定を締結している団体にも参加いただき、災害復旧の取り組みや、防災意識の向上、災害における情報共有について対応をしている状況です。

なお、災害情報や対応できる団体等のリアルタイムでの情報共有につきましても、2項目めでご回答いたしました情報共有システムの構築と合わせて、調査・研究を行いたいと考えております。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
2	橋本 健 (16)	<p>◆財政問題について 本市の財政について心配する市民は多く、一番の関心事ではないだろうか。事業予算は、常に費用対効果を念頭に編成されているが、課題として、より安定した自主財源の確保と歳出の見直しは必要不可欠である。そこで、次の3点について伺う。 (1) 市長自ら考案され収入源となった過去2年（平成30年、令和元年）の自主財源の具体的な内容について (2) 歳出において、公共施設等に関する委託業者への支払いの見直しとチェック体制について。 (3) 委託管理について、民間で培った経験豊富な人材活用の検討は行なわないのか。</p> <p>◆まほろば号運行について まほろば号運行について2点伺う。 (1) 適正な運行を目指すダイヤ改正の進捗状況について。 (2) 新ダイヤによる運行は、いつから始まるのか。</p>

【質問本文】

1件目は「財政問題について」の質問です。

全世界に猛威を振るっている新型コロナウイルスですが、これまで経験したことのない状況に一日も早く、終息を願うばかりであります。5月26日現在、新型コロナウイルス感染者は、世界全体で感染者551万2,055人、死者34万6,612人となりました。その感染拡大の影響で諸外国ではロックダウン（都市封鎖）や我が国では緊急事態宣言により世界経済及び日本経済は生産や消費が止まってしまい、かつてない大打撃を受けつつあります。

したがって、このコロナ禍によって国政・県政はもとより、本市の市政は厳しい運営を強いられることになり財源不足が予測されます。深刻な事態を迎え執行部におかれましては、たいへん悩ましく、頭の痛いことだと拝察いたします。このような状況下におきまして、財政問題に触れますことは差し控えたいところではありますが、日頃より本市の財政について心配する市民は多く、一番の関心事でありますので取り上げさせていただきます。

今年度予算は、3月議会において議決し成立いたしました。各事業予算は、常に費用対効果を念頭に編成されていると思いますが、課題として、より安定した自主財源の確保と歳出の見直しは必要不可欠であります。そこで、次の3点についてお伺いします。

- (1) 市長自ら考案され収入源となった過去2年（平成30年、令和元年）の自主財源の具体的な内容について。
- (2) 歳出において、公共施設などに関する委託業者への支払いの見直しとチェック体制について。

市は、委託業者において市が定めた仕様書基準に従って業務履行されていることを適正にチェックしているか伺います。また、一部でも不履行であった場合は減額して支払うなどムダな支出を防止しているかあわせて伺います。

(3) 委託管理については、民間で培った経験豊富な人材活用は行わないのか。

業者から提出される報告書を詳細に分析できるような人材が職員に必要であると考え、市の見解を伺います。

2件目は、「まほろば号運行について」の質問です。

本市が平成10年に、全国に先駆けて導入したコミュニティバス「まほろば号」は、目下、市民の足として年間延べ57万人（平成29年）の皆様に利用されています。

22年の歴史を刻んでまいりましたが、この間、これまで幾たびとなくダイヤ改正や路線見直しが行われてきました。

昨年より新たに、まほろば号のダイヤ改正について担当課より報告を受けておりましたが、その後の進捗について報告がなく市民の方々に正確な情報をお伝えできず困惑しておりますので質問させていただきます。

(1) 適正な運行を目指すダイヤ改正の進捗状況について。

(2) 新ダイヤによる運行は、いつから始まるのでしょうか。

ご回答よろしくお願いたします。

質問者	橋本 健 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 経営企画課 総務部 管財課
2	1	(1)～(3)		

[質問件名]

1 財政問題について

[質問要旨]

- (1) 市長自ら考案され収入源となった過去2年（平成30年、令和元年）の自主財源の具体的な内容について。
 (2) 歳出において、公共施設等に関する委託業者への支払いの見直しとチェック体制について。
 (3) 委託管理について、民間で培った経験豊富な人材活用の検討は行なわないのか。

[質問回答]

1 件目の「財政問題について」ご回答いたします。

1 項目めの「市長自ら考案され収入源となった過去2年（平成30年、令和元年）の自主財源の具体的な内容について」ご回答いたします。

まず就任1年目の平成30年度につきましては、本市が抱える大きな課題の一つである財政再建について、中長期的な歳入増加策である、いわゆる大太宰府構想と超成長戦略を掲げ、市政の安定化や子育て支援、起業支援などの成果もあり、市税が約6,700万円、ふるさと納税も約3,000万円の増加を記録いたしました。

次に就任2年目の令和元年度ですが、御代替わりを迎える節目の一年を「新生太宰府元年！」と位置づけ、新たな飛躍につなげる意欲的な市政運営に努めてまいりました。

その中でも特に力をいれましたふるさと納税は、新たな太宰府らしさを発信する「THE DAZAIFU」プロジェクトや「THE REIWA」プロジェクトをスタートさせ、大商談会や新作発表会の開催、話題性のあるクラウドファンディングや返礼品のラインナップの充実により着実に寄付額が増え、最終的には平成30年度の4倍近く、約2億円増となる2億8,000万円余りを達成できる見込みです。

また6月に有料駐車場として供用を開始いたしました「大宰府政庁前駐車場」につきましては、当初想定を大きく上回り、さらに7月に再有料化に踏み切りました「大宰府展示館」も前年を大きく上回る入場者が訪れ、入館料収入も一定程度見込まれるとともに、大宰府政庁跡一帯で念願の観光回遊性の向上による大きな経済効果が生み出されています。

次に、前例にとらわれない自由な発想と旺盛なチャレンジ精神をもって市政運営に取り組みましたひとつの成果として、小学校の民間プールを活用した水泳授業があります。令和元年度では小学校2校の授業を民間へ委託することにより、プールの維持管理費や補修費用等を大幅に節減するとともに、民間事業者の活用による税収増加等の効果も見込まれるところです。

さらに古民家を改修した待望の宿泊及び飲食施設「ホテル CULTIA DAZAIFU」が10月に開業し、

本市の長年の課題であります観光の回遊性向上による税収増加や経済効果上昇が着実に前進しています。

今後につきましては、本年3月に策定しました第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心に据え、本市が抱える積年の課題であります「だざいふ版歳出入一体改革」を進め、引き続き自主財源の確保に努めてまいります。

次に、2項目目の「公共施設等に関する委託業者への支払いの見直しとチェック体制について」ご回答いたします。

各施設の維持管理については、仕様書や関係法令などに基づき業務が履行されており、委託費用につきましては市会計事務規則や契約規則の規定に基づき支出を行っているところです。

また、昨年の7月に公共施設を管理している所管課へ業務委託の方法やチェック体制など、公共施設の維持管理の状況について全庁的に照会を行いました。

その後、管轄部署に対するヒアリングや関係課会議を行い、改善すべき点や改善方法について確認を行い、仕様書の精査や施設管理業務の履行状況の確認方法など段階的に改善に向けた作業を進めているところです。

今後も、本市の主要な公共施設それぞれにおいて、性能維持と施設利用者にとって安全で良好な環境を維持、提供することを目的として、関係法令等に基づく定期点検や検査など、委託業者も含めて、施設の維持管理を適正に行うよう努めてまいります。

次に、3項目目の「民間で培った経験豊富な人材活用の検討について」ご回答いたします。

公共施設の管理のあり方についてのご指摘もふまえ、公共施設を所管する職員の技術などの向上に努めているところです。

ご指摘がありました委託管理における様々な人材の活用につきましては、監督支援業務として委託業務を追加することになることから現在のところ考えておりませんが、職員に対し更なる知識・意識の向上を図っていくとともに、近隣他市の公共施設管理の状況なども調査研究をしながら施設の適正な維持管理に努めてまいります。

質問者	橋本 健 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 地域コミュニティ課
2	2	(1)、(2)		

[質問件名]

2 まほろば号運行について

[質問要旨]

- (1) 適正な運行を目指すダイヤ改正の進捗状況について。
 (2) 新ダイヤによる運行はいつから始まるのか。

[質問回答]

次に、2件目の「まほろば号運行について」ご回答申し上げます。

まず、1項目目「適正な運行を目指すダイヤ改正の進捗状況について」であります。

地域線を除くコミュニティバス「まほろば号」は、平成26年4月のダイヤ改正以来、市内6路線で公共交通空白地の解消や市内に点在する公共施設などを結び、高齢者や障がい者など交通弱者の外出支援、観光客の移動手段として運行しており、令和元年度は年間約60万人を超える方にご利用をいただいております。

しかしながら、約2億円の運行経費のうち毎年約1億5千万円におよぶ額を補助金として支出していることから、大きな財政負担となっています。また、利用者数が少ない路線や乗車がほとんどない便も見受けられます。

その一方で、路線延伸や増便などさらなる利便性の向上を求める要望もありますことから、受益と負担のあり方も併せ適正かつ効果的なバス運行の検討が必要になっています。

このため、本市特有の交通渋滞によるダイヤの乱れや全国的な乗務員不足という問題を含め、まほろば号を継続的に効率よく運行するためにはどうすべきかを単にダイヤだけでなく、路線や便数、適正な運賃のあり方なども含めて総合的に検討しております。

次に、2項目目「新ダイヤによる運行はいつから始まるのか」について、ご回答いたします。

まほろば号運行に際しての課題克服の方法として、ダイヤ改正は、重要な一つの要素と考えております。一定の法的手続きを経なければなりません。先ほど申し上げましたような状況に加え新型コロナウイルスの影響も顕著でありますので、改正につきましては、今しばらくお時間をいただければと存じます。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
3	長谷川 公成 (13)	<p>◆高齢者の健康づくりについて</p> <p>(1) ロコモティブシンドローム予防教室の認知度と実施自治会数について。</p> <p>(2) 元気づくりポイントの費用対効果とポイント対象事業の拡充について。</p>

【質問本文】

本市の高齢化率も年々増加傾向にあり最も高い自治会は50%を超えていると聞き及んでおります。

本市の過去の決算を確認すると年々、民生費が増加し、中でも高齢者医療や介護関係費は今後も増加することが見込まれ、いずれは本市の一般会計予算の半分を超えるのではないかと懸念しているところです。

健康寿命を延ばし、寝たきりや要介護を防ぐには日常生活を心身共に健康な状態で過ごすことが一番重要で、高齢者自らが介護予防、認知症予防に取り組める環境整備が必要だと考えます。

本市の第5次総合計画後期基本計画の施策である「生涯健康づくりの推進」の項を見ますと、介護予防の推進の欄に指標として、ロコモ予防教室を実施している自治会数があります。平成26年度が0自治会であるのに対して平成32年度の目標値は44自治会とあります。平成32年度ということは、目標値を達成するためには残り1年もありません。

現時点でロコモ予防教室を実施している自治会数を把握しているのであればお示してください。また、今後認知度をたかめるためどのような周知方法、実施方法をお考えかお伺いいたします。

次に、元気づくりポイント事業についてお伺いいたします。

この事業が開始して4年が経過いたしました。年々ポイント交換者数は増えていますが、このポイント事業が実施されて医療費の削減につながっているのか、校区協議会や自治会イベントの参加者は増加しているのか不明な点があります。

この1点だけをみただけでは分からないとは思いますがこの事業の費用対効果がわかればお示しいただきたいと思っております。

また、このポイント事業の拡充のために各自治会等が行っている防犯パトロールや避難訓練等をポイント対象事業として認めていただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

質問者	長谷川 公成 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	健康福祉部 元気づくり課
3	1	(1) (2)		

[質問件名]

1 高齢者の健康づくりについて

[質問要旨]

- (1) ロコモティブシンドローム予防教室の認知度と実施自治会数について。
 (2) 元気づくりポイント事業の費用対効果とポイント対象事業の拡充について。

[質問回答]

1項目めの「ロコモティブシンドローム予防教室の認知度と実施自治会数について」 ご回答いたします。

ロコモティブシンドローム予防教室については、各自治会よりご推薦いただいている「健康推進員」に学習の機会を提供し、健康推進員を通じて学習会を企画・開催していただき、市は講師派遣等の支援を行っています。

平成31年度までに「ロコモ予防教室」として実施されたのは7カ所ですが、ロコモ予防の基本となる「下肢筋力低下の防止」という視点で、介護予防教室として体操や運動を実施している自治会、高齢者支援課が介護予防の事業として講師派遣を実施している出前講座を活用して実施している自治会も含めると、44自治会全てが何らかの高齢者の介護予防に取り組んでいます。

また、近年においてはロコモティブシンドロームの予防概念を含んだフレイル予防という概念が提唱されています。高齢者は、健常な状態から要介護状態になるまでに、「フレイル」という中間的な段階を経ていると考えられるようになりました。

ロコモティブシンドロームは身体的要素に着目していることに対して、フレイルは身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神・心理的問題、独居や経済的困窮などの含まれる多面的な概念です。

また、フレイルの時期に適切な支援をうけることで健常な状態に戻ることができる時期ともされています。

このことから、校区自治協議会毎に実施されています健康フェスタ等の多くの高齢者や市民が集まる機会を通じたロコモ予防やフレイル予防の啓発充実やスポーツ推進員との連携を進めるとともに、市の介護予防事業と連携した地域への支援のあり方なども含めて地域での実施につながる方法を検討していきたいと考えます。

次に、2項目めの「元気づくりポイント事業の費用対効果とポイント対象事業の拡充について」ご回答いたします。

本市では、平成27年度より、健康診査・がん検診等の受診や、スポーツ活動、文化芸術活動への参加に対して商品券等と交換できるポイントを付与する「元気づくりポイント事業」を実施し、市

民の健康寿命の延伸を目的に各事業への積極的な参加を促しております。

平成28年度より、校区自治協議会及び自治会申請事業についても内容に応じてポイント対象事業として承認を行い、自治会独自でポイント事業を実施していただいております。

例えば、各校区自治協議会で実施していただいております「健康度測定会（健康フェスタ）」については、ポイント事業導入当初の平成27年度の参加者の合計は1,186人でしたが、平成30年度は1,413人に増加しており、また、ポイント交換の際のアンケート（平成30年度）によると、自治会事業でポイントを獲得したと回答された方は、交換者数の内約4割を占めるなど、自治会の皆様からは自治会事業の参加者増に寄与しているとの声をいただいております。

医療費の削減については、個々の様々な要因が絡んでいるため、一概にポイント事業の参加状況や事業費から費用対効果を出すのは困難な状況ですが、現在、個々の医療費や介護保険の利用状況とポイント事業の参加状況を突合させ、分析ができるよう関係機関と調整中でありますので、その結果を踏まえ、今後の事業に活かしていきたいと考えています。

また、防犯パトロールや避難訓練等をポイント対象事業とすることについてですが、ポイント事業開始当初から、防犯防災事業や資源回収事業等の主たる目的が別にある事業については、対象外としていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
4	木村 彰 人 (8)	<p>◆新型コロナウイルスが終息しない状況下の災害避難について 新型コロナウイルス感染症が終息しないまま、梅雨期の水害シーズンを迎えようとしている。 そこで、風水害及び地震等、自然災害の発生に伴う市民の災害避難に関して、2点伺う。 (1) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対策と準備状況について (2) 市民が事前に準備すべきことや避難時の心構えなど、この度新たに必要となる情報の周知・徹底について</p> <p>◆年度当初の施政方針「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について この度の新型コロナウイルス感染症への対応で、令和2年度当初予算を大幅に見直さざるを得なくなった。 そこで、行財政改革の観点から、3点伺う。 (1) 令和2年度当初予算の見直し・組み替えを、どのような基準・方針で推し進めるのか (2) 中止せざるを得ない事業・イベント等について、次年度につながるフォローアップの施策について (3) この度の予算の見直し・組み替えを、コロナ終息後の行財政改革にどのように活かすのか</p>

【質問本文】

通告しておりました2件について質問させていただきます。

まずは、新型コロナウイルスが終息しない状況下の災害避難についてです。

これから梅雨期の水害シーズンを迎えますが、昨年までの災害避難と大きく異なるのは、避難所において新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組みなければならないということです。いわゆる「3つの密」を避ける対策を、各避難所で実施しなければなりません。既に他の自治体においては、感染症防止対策に配慮した災害避難訓練も始まっているようです。本市においても、早急に避難計画を見直し、「新たな災害避難のあり方」を策定する必要があると考えます。

そこで、1項目め、

①避難所における新型コロナウイルス感染症への対策と準備状況について、伺います。

市民の避難に際しては、着の身着のままの避難ということもあるでしょうが、やはり、日頃の準備と心構えが重要になるのではないのでしょうか。現在の「太宰府市ハザードマップ・災害への備え」に記載されていない、今回の感染症防止対策について、別途、市民にお知らせする必要があると考えます。

そこで、2項目め、

②市民が事前に準備すべきことや避難時の心構えなど、この度新たに必要となる情報の周知・徹底

について、伺います。

昨年までの本市は、逃げ遅れることのない早めの避難に重点をおいて取り組んできましたが、新型コロナウイルスの感染を恐れるあまりに、避難を躊躇して逃げ遅れることがあってはなりません。行政と市民の奴方が「新たな災害避難のあり方」を身に着け、万全な体制で自然災害と新型コロナウイルス感染症を乗り越えてまいりましょう。

次に、年度当初の施政方針「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」についてです。

この度の新型コロナウイルス感染症への対応で、令和2年度当初予算の内容を大幅に見直さざるを得なくなりました。不要不急の施策・事業を中止・削減することにより、喫緊の課題である感染症防止対策に、予算を組み替えねばなりません。

そこで、1項目め、

①令和2年度当初予算の見直し・組み替えを、どのような基準・方針で推し進めるのか、伺います。

そして本年度、中止される事業・イベントについてです。もちろん限られた予算の都合上、本年度は見送らざるを得ないことは理解します。しかしながら、自粛をはじめとする感染症防止対策に取り組む市民を応援する意味でも、中止される事業・イベントに代わる、何かしらの取り組みが必要なのではないでしょうか。

そこで、2項目め、

②中止せざるを得ない事業・イベント等に関して、次年度につなげるフォローアップの施策について、伺います。

今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策の必要に迫られて、当初予算を見直さざるを得なくなりました。しかしながら、この予算の見直しは、楠田市長が推し進めておられる、行財政改革の取り組みと何ら矛盾するものではありません。むしろ、今までなかなか着手できなかった予算の削減や組み替えを、聖域なく大胆に実行できるチャンスと考えるべきではないでしょうか。

そこで3項目め、

③この度の予算の見直し・組み替えを、コロナ終息後の行財政改革にどのように活かすのか、伺います。

施政方針に掲げる「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」ですが、今回の予算の見直し・組み替えは、必ずや本市の行財政における無駄の削減と、効率的な予算の執行につながるものと考えます。

以上、2件5項目について質問させていただきます。

質問者	木村 彰人 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 防災安全課
4	1	① ②		

[質問件名]

1 新型コロナウイルスが終息しない状況下の災害避難について

[質問要旨]

- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症への対策と準備状況について
 ② 市民が事前に準備すべきことや避難時の心構えなど、この度新たに必要となる情報の周知・徹底について

[質問回答]

1 件目の「災害避難について」ご回答いたします。

まず、1 項目めの「避難所における新型コロナウイルス感染症への対策と準備状況」についてですが、新型コロナウイルス感染症対策に係る注意点などを取りまとめた避難所運営マニュアルを作成し、避難所を開設できるよう準備を整えている状況です。

特に、災害対策本部では救護班や教育施設班といった避難所運営を行う職員に対して、保健師を講師に招き、感染症防止の研修を行うとともに、避難所開設から受入れの手順、三密を防ぐようなスペースの確保など、避難所での感染防止の徹底を図るよう対策をしております。

各避難所には、手指消毒液や非接触型の体温計、血圧計などを備え、従事する職員についても感染防止策として、防護服やゴム手袋等を準備し、感染防止の対策を行います。

また、避難所内に不特定多数の避難者が見えられることから、避難所でのクラスター対策として、入場の際には、避難所入口で検温を実施するなど健康状態を把握するとともに、住所・氏名・電話番号を記入していただくなど、万が一感染者が発生した場合に、その後対応に不備がないような対策を取っていくとともに、管轄保健所とも連絡が取れるよう調整を行っていきます。

併せて、避難所ではマスクの着用、手洗いや、人と人との間隔を空けるなどの三密防止対策を徹底することとしております。

次に、2 項目めの「市民が事前に準備すべきことや避難時の心構えなどの情報周知・徹底」についてですが、新型コロナウイルス感染防止対応として、避難に際しての一定の方針が国から示されており、その方針に沿った避難対応について、6月1日号広報やホームページで市民の皆さまへの周知を図っております。

特に今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、避難所での感染拡大を防ぐためにも、市民の皆さまには、大雨警報等の予報がでている場合には、可能な限り親戚やご友人宅への避難を検討していただくなど、できるかぎりの在宅避難が求められております。

また、避難される際には、マスク着用をお願いするとともに、健康状態に不安がある方については、避難所入場の際に、従事する職員に事前に申し出をいただくなど、避難所での感染防止対策の

協力が求められます。

「災害はいつ起こるか分からない」という想定のもと、市民の皆さまには常日頃から避難に向けた準備や心がけをしていただくことも重要であると考えます。

今後は、水や携帯保存食糧のほか、懐中電灯や毛布等に加え、マスク等などの感染防止用品の準備についても、隣組回覧等を通じて、市民の皆さまへの啓発を行ってまいりたいと考えております。

質問者	木村 彰人 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 経営企画課
4	2	①～③		

[質問件名]

1 年度当初の施政方針「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について

[質問要旨]

- ① 令和2年度当初予算の見直し・組み替えを、どのような基準・方針で推し進めるのか
- ② 中止せざるを得ない事業・イベント等について、次年度につなげるフォローアップの施策について
- ③ この度の予算の見直し・組み替えを、コロナ終息後の行財政改革にどのように活かすのか

[質問回答]

2件目の「年度当初の施政方針「徹底した行革と超成長戦略で財政再建」について」ご回答いたします。

まず、1項目目の「令和2年度当初予算の見直し・組み替えを、どのような基準・方針で推し進めるのか」についてご回答いたします。今議会で提案しております補正予算では1億円規模の減額補正を計上させていただいております。

これは、市長車制度の廃止や議員各位のご協力による公務費用の削減を始め、敬老会関係費用の削減などの将来を見据えた改革、現時点で中止となりましたイベント関係費用などを計上させていただいております。

一方で、インフラ整備を始めとした公共事業などにつきましては、市民生活において欠かすことができないものであり、また新型コロナウイルスの影響で傷付いた地域経済の今後の浮揚のためにも敢えて削減せず、V字回復につなげたいと考えております。

今後も新型コロナウイルスの影響を踏まえた社会の情勢や、収入の状況などを見極めながら、感染症防止対策に取り組む市民の皆様の生活や地域経済のV字回復のために、積極的に必要な予算措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の「中止せざるを得ない事業・イベント等について、次年度につなげるフォローアップの施策について」ご回答いたします。

新型コロナウイルスは各方面において非常に大きな影響を与えており、東京オリンピック・パラリンピックの延期のほか、全国規模のものから小規模のものまで多数の大会・イベントなどが中止になっております。

また、このウイルスは今後も長く付き合っていかなければならないものであることから「新しい生活様式」が提唱されております。

一方で、私たちは日常生活を営みながら、スポーツや文化芸術などに触れ、生きがいのある豊かな生活を送ることもまた重要であります。

本市におきましても市主催事業を始め、各種団体の行事・イベントなどが中止を余儀なくされておりますが、今後につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限配慮しながら、市民の皆様が生きがいのある豊かな生活を送れるよう、各種団体とも協力し、事業・イベントの開催に前向きに取り組んでいく必要があると考えております。

次に、3項目めの「この度の予算の見直し・組み替えを、コロナ終息後の行財政改革にどのように活かすのか」についてご回答いたします。

本年度は昨年度策定いたしました、だざいふ版歳出入一体改革案とも言えます第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市政が抱える本質的課題の解決に取り組んでいくことを施政方針においてもお示ししておりました。

そうした折の、この度の新型コロナウイルスは地域経済に間違いなく大きなダメージを与えており、来年度以降にもその影響は及ぶものと考えております。

そのことから、1項目めでもお答えしました敬老会関係費用の削減のように、従来の支出方法・水準を見直す改革も必要不可欠であると考えております。

今後は、この第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心に据え、太宰府市の将来を見据えて、また新型コロナウイルスの影響で傷付いた地域経済のV字回復のために、各種課題の解決に取り組んでまいります。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
5	藤井雅之 (14)	<p>◆財政政策について</p> <p>(1) 臨時財政対策債の返済について 当対策債の返済分について流用することなく償還をしていくべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>(2) 創設された「地域社会再生事業費（仮称）」について 地域社会再生事業の太宰府市への配当額をどの程度見込んでおられるのか伺う。</p>

【質問本文】

1 財政政策について

(1) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は2001年度に導入され、国が地方自治体に配分する地方交付税の財源不足を補うため自治体が民間金融機関などから借金をして立て替え、返済資金は国が交付税措置を取る仕組みで運用されています。

昨年12月10日の福岡県議会において、臨時財政対策債の返済を先送りにした累積額が明らかになり、国から返済のために交付を受けた財源を違う内容で執行し、事実上の流用している事が問題になりました。

太宰府市においてもこれまで臨時財政対策債が発行されていますが、福岡県と同様の実態はないのか伺います。国はこの間、地方交付税についても三位一体改革以降、以前はしぼりのあった交付金なども交付税に参入して、地方自治体において各種事業費の算出など難しくしてきた事がありますが、臨時財政対策債の返済分については流用することなく償還をしていくべきと思いますが見解を伺います。

(2) 地域社会再生事業費

政府は2月4日に2020年度の地方財政計画を閣議決定し国会に提出しました。

地方自治体にとって最大の関心は主に地方税や地方交付税など一般財源の総額がどうなったかという事ではないでしょうか。一般財源とは基本的に使い道を自治体の裁量で決める財源の事です。総務省は20年度の一般財源総額確保については「地方の要望にかなり応えた」としていますが、国の制度創設や社会保障の自然増などによる点も含まれており、自治体の財政運営を楽にする要因とはいえません。

そんな中で、2020年度の地方財政計画の中では地方交付税に新たな算定費目として「地域社会再生事業費」を創設しています。総額4200億円、都道府県と市区町村に2100億円ずつ配分されます。

事業費の算定方法は2つで、1つ目「人口構造の変化に応じた指標」では人口減少率や高齢者人口比率を用いて、少子高齢化が進行している自治体の経費を割り増します。次に2つ目「人口集積の度合いに応じた指標」では、人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い自治体の経費を割り増します。（人口密度4千人未満）

少子高齢化が進み人口密度の低い自治体が特に財源が多くなる印象で、太宰府市にとって2つの算定方法が当てはまるか、条件はかなりハードルが高いようにも感じます。現時点で財政当局においては今回創設された地域社会再生事業費の太宰府市への配分額をどの程度見込んでおられるのか伺います。

質問者	藤井 雅之 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 経営企画課
5	1	(1)、(2)		

[質問件名]

1 財政政策について

[質問要旨]

- (1) 臨時財政対策債の返済について
当対策債の返済分について流用することなく償還をしていくべきと考えるが見解を伺う。
- (2) 創設された「地域社会再生事業費(仮称)」について
地域社会再生事業の太宰府市への配当額をどの程度見込んでおられるのか伺う。

[質問回答]

「財政政策について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「臨時財政対策債の返済について」ご回答いたします。

地方交付税は、地域社会に標準的な行政サービスを提供するために必要な財源につきまして、国から地方へ交付されるものであります。

しかしながら、社会保障費の増加や様々な財政需要の増加に伴い、国・地方ともに厳しい財政状況にあり、地方交付税が不足する状況が続いております。

この地方交付税の不足分について、平成13年度から、国と地方の責任の明確化・借入れの透明化の観点から、地方の臨時財政対策債の発行により対処している状況です。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、地方交付税として措置されていますが、本市におきましては、一般財源として取り扱い、臨時財政対策債の償還金などの経費に充てております。

なお、本市では、償還期間を基本的に国が想定する20年間に設定しており償還額が地方交付税措置額とほぼ同等以上であり、むしろ一部繰り上げ償還等も行っている次第で、他自治体で見られるような返済の先送りや財源の流用等は行っておりません。

次に、2項目めの「地域社会再生事業費(仮称)」についてご回答いたします。

この事業は、国が2月に示した令和2年度地方財政計画によりますと、市町村の地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組み、持続可能な安定的運営を行っていくための財源として創設され、地方交付税全体のうち4,200億円が計上され、市町村分では2,100億円が計上されております。

地域社会再生事業費につきましては、地方交付税として配分されるとされておりますが、人口を測定単位とした上で、①全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費、②非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標を使って、人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増しする形で配分され

るものです。

これらのいずれも本市にとっては大きな加算とはなりにくいもので、予算総額を考えてもあまり大きな期待はできないものと思っておりますが、貴重な財源として、本市における現在の地域社会の活性化のための取り組みに役立ててまいりたいと考えております。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
6	小 畠 真由美 (9)	<p>◆所有者不明土地問題について</p> <p>(1) 本市における所有者不明土地（林地、農地、宅地）の現状と課題について伺う。</p> <p>(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と活用について伺う。</p> <p>(3) 所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題について伺う。</p>

【質問本文】

所有者不明土地問題について一般質問を行います。

近年、不動産登記簿等の台帳において、所有者が直ちに判明しないか、判明しても連絡がつかず、所有者不明となる土地が全国的に増えてきております。所有者不明土地問題研究会によりますと、2016年時点で九州全土の面積を上回る、約410万ヘクタールの所有者不明の土地があると推計されています。そしてこのまま対策を講じなければ、2040年には北海道全土に相当する、約720万ヘクタールまでに拡大するとされています。このようなことから国では、所有者不明の土地を地域住民のために利用することができる地域福利増進事業の実施や、所有者不明土地の収用、また使用に関する土地収用法の特例等の措置を講じ、国土の適正かつ合理的な利用に寄与する事を目的とする、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が、昨年6月1日に施行されました。そこで3点にわたって質問させていただきます。

- ①環境保全、防災、防犯など、土地にまつわる地域住民や自治会からの相談や苦情が私のもとにもよせられますが、高齢化が進む中、相手方の土地所有者がわからず交渉のしようが無いなどの事案も多くあります。市としてこのような相談の現状や対応についてお伺い致します。本市における所有者が不明とされる林地や農地、宅地についての現状と課題についてお聞かせください。
- ②「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の概要と、本市として今後の活用についてお伺いいたします。
- ③固定資産税に関して、納税通知書が送付できないことで発生する所有者の探索や、事務手続きのご苦勞があらうかと思いますが、現状や課題についてお伺いいたします。

質問者	小島 真由美 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	市民生活部 税務課
6	1	①～③		

[質問件名]

1 所有者不明土地問題について

[質問要旨]

- ① 本市における所有者不明土地（林地、農地、宅地）の現状と課題について
- ② 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と活用について
- ③ 所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題について

[質問回答]

「所有者不明土地問題について」 ご回答いたします。

まず、1項目目の「本市における所有者不明土地（林地、農地、宅地）の現状と課題について」ですが、市民から空き地の草刈や林地の樹木伐採の相談が寄せられた場合、当該土地の適正管理をその所有者に行っていただくために、登記簿や住民票、戸籍、課税情報などを調査し、所有者が死亡していた場合には親族や法定相続人を含め、所有者情報の把握に努めることとしておりますが、登記簿の名義人を更新されていない場合は所有者情報の把握が困難であり、対応に大変苦慮しているところ です。

一方、本市内の農地につきましては、近年問題となっている遊休農地・耕作放棄地の解消に向けた農地パトロール等を行っておりますが、現在のところ、当該農地の所有者が不明という事例はなく、特に課題となっているようなことはありません。

次に、2項目目の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と活用について」ですが、この法律には大きく3つの柱があります。

まず、所有者不明土地の公共的目的の利用を可能とする制度を創設した「所有者不明土地を円滑に利用する仕組み」、次に、行政機関が土地所有者を探索するために必要な公的情報の利用を可能とすることや、登記官が、長期間相続登記がなされていない土地について、長期相続登記等未了である旨を登記簿に記録することができることなどの「所有者の探索を合理化する仕組み」、最後に所有者不明土地の適切な管理のために必要がある場合には、国や地方公共団体の長が財産管理人の選任等の請求を可能とした「所有者不明土地を適切に管理する仕組み」です。

今後も、所有者不明土地に関する様々な法律の制定や改正が予想されますが、人口減少・高齢化の進展などに伴い、この問題はますます深刻化するものと考えられ、本市といたしましても、国の動向を注視しながら適切に対応していく必要があるものと考えております。

次に、3項目目の「所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題について」ですが、本市におきましては納税通知書の送付ができない事案が平成31年度で発送件数の約0.03パーセントの7件でした。

しかしながら、相続登記未了のため固定資産税の賦課徴収ができない事案につきましては、死亡した所有者だけでなく、全ての相続人を調査しなければならず、住民票や戸籍等の請求において、大変時間を要するものとなっております。

そのような事務負担軽減を図るため、税制改正も行われておりますので、今後も納税者のみなさんに適宜、情報提供などを行いながら、所有者情報の円滑な把握を行い、適正かつ公平な課税に取り組んでまいります。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
7	神 武 綾 (12)	<p>◆小中学校での熱中症対策について 夏季休業期間が短縮となり、児童生徒の登下校時を含む、学校生活での暑さによる体調不良や熱中症などが心配される。対策について伺う。</p> <p>(1) 飲料水の確保について (2) 体育・プール授業の対応について (3) 学校施設整備の対策について</p> <p>◆子育て世代包括支援センターについて 今年度中の開設に向けた整備工事の進捗状況について伺う。</p> <p>(1) 11月頃、工事開始は予定どおり可能なのか。 (2) 業務体制、レイアウト等について、予算特別委員会での質疑後、再検討は行われたか。</p>

【質問本文】

通告しておりました2件について質問いたします。

1件目、小中学校での熱中症対策について伺います。

今年度は授業日数の関係で、夏季休業期間が短縮となり、児童生徒の登下校を含む学校生活での体調不良や熱中症などが心配されます。

対策について3項目伺います。

1項目め、飲料水の確保についてです。

子どもたちは通常自宅から水筒を持参しており、中学生の場合は校内の自販機で購入するなどし、飲料水を確保しています。今年は暑さの厳しい7、8月が登校日となるため、自宅から飲料水を持参したとしても飲み干して足りなくなったときや下校時のために補充できるよう、学校に飲料水の提供体制が必要だと考えます。

5年前に一般質問で「中学校の飲料水の確保」について取り上げた際の回答で「水道水の衛生管理を徹底していきたい」とされました。その後改善されたのでしょうか。現在の学校施設の水道水は安心安全で、積極的に飲んでよいと勧めていいのでしょうか。

飲料水の提供、補充の対策として、自動販売機で購入し家計負担を増やすのではなく、水飲み場の整備、冷水器の設置、ペットボトル飲料水の無料配布等を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に2項目め、体育・プール授業の対応についてです。

学校教育活動中はマスク着用が適切だという方針ですが、体育授業は十分な呼吸の確保、熱中症のリスクが指摘され着用は必要ないとされています。太宰府市としての対応策はどのように考えているのか伺います。またプール授業の実施について方針は決定されているのか伺います。

最後に3項目め、学校施設整備の対策についてです。

教室にはエアコンが設置されていますが、換気の必要があるため十分に涼しく過ごせるか不安があります。設定温度、換気時間の設定等細やかな配慮が必要になってくると思います。ガイドラインについて伺います。

さらに体育館での授業、教室での密集の回避のために体育館を利用することも考えられます。早急にエアコンの設置とあわせて、冷風機等の設置を進めるべきと考えますが見解を伺います。

2項目め、子育て世代包括支援センターについて伺います。

令和2年度当初予算において、子育て世代包括支援センター整備工事費が計上されました。今年度中の開設予定ですが、2項目について伺います。

1項目め、工事の進捗についてです。

11月頃、工事開始と聞いていますがコロナ感染拡大で工事の進捗に影響が出るのではないかと気になるところです。予定どおり進んでいるのか、また工事完了までの日程について伺います。

2項目め、業務体制、レイアウト等の再検討についてです。

予算審査時に、センターの相談環境について「ゆっくりとしたところで、秘密が守られる場所の確保」ができることを要望しておりました。

今回事業を一体的に進めるということで現在配置されている保育士さんに加えて、保健師・助産師等の職員が増員されることとなります。職員が増え、子育ての楽しさを共有し、ほっと一息つける場が過密になること、プライバシーが守られるのか不安になり躊躇してしまうことなどの懸念があります。

平成31年3月に日本公衆衛生協会が「市町村保健活動調査」報告書のなかで、子育て支援センターの設置状況などの調査を行っています。回答があった自治体のうち、子育て世代包括支援センターは50%の市町村で設置済み、25%が設置予定であり、設置場所については設置済みでは、保健センターが71.0%を占めており、本庁舎内も29.4%となっています。

筑紫地区内でも、本庁舎内や保健センターに設置しています。本市においても母子手帳の交付から始まる妊娠期、産前産後期のサポート、定期健診や子育て、親育て教室など行っている保健センターや療育相談室のあるいきいき情報センター内に窓口をつくり連携強化と事業拡大を進めることとし、子育て支援センターは今のままお子さんとのリフレッシュの場として保障するよう再検討していただきたいと考えますが見解を伺います。

質問者	神武 綾 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	教育部 学校教育課
7	1	(1)～(3)		

[質問件名]

1 小中学校での熱中症対策について

[質問要旨]

夏季休業期間が短縮となり、児童生徒の登下校時を含む、学校生活での暑さによる体調不良や熱中症対策について伺う。

- 1) 飲料水の確保について
- 2) 体育・プール授業の対応について
- 3) 学校施設整備の対策について

[質問回答]

1 件目の「小中学校での熱中症対策について」ご回答いたします。

まず、1 項目目の「飲料水の確保について」ですが、各学校においては、水筒を持参するように指導しています。また、全中学校には体育的部活動における熱中症発症リスクが高いことなどを理由に、自販機が設置されています。

児童生徒の実態として、夏の暑い時期は早い時間に水筒の飲料を飲み干してしまいがちですので、学校は家庭と連携しながら持参する量や飲み方など、適切な水分補給について指導しています。

本市小中学校の水道水は、「太宰府市公立学校簡易専用水道維持管理要領」に基づき、業者、学校、教育委員会が定期的な保守点検や水質管理を行っておりますので、安全面・衛生面の問題はなく、飲料水として利用することができます。議員ご指摘の、水飲み場の整備やペットボトルの無料配布、冷水器の設置等については必要に応じて検討してまいります。

次に、2 項目目の「体育・プール授業の対応」についてお答えします。

文部科学省から体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は不要との通知を受け、本市においても同様の対応をとるようにしていますが、感染のリスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じるようにしています。

水泳授業につきましては、更衣室やプール内における児童生徒の密集・密接を避けるため、近隣市同様、今年度はプールで行う指導を実施しないこととしています。

次に、3 項目目の「学校施設整備の対策」につきましては、現在、市内小中学校の全ての普通教室・特別教室に空調設備を設置しており、いち早く熱中症対策を行ってきたところです。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、文部科学省から示されているガイドラインに従い、授業中は原則常時、2 方向の窓を同時に開け、換気に留意しながら、エアコンや扇風機等も併用して熱中症を防いでまいります。

また、体育館の空調設置につきましては、大空間であるためにかかなりの事業費が見込まれ、日頃からの必要性・有効性など費用対効果を考慮いたしますと早急な整備は厳しい状況ですが、更なる検討を重ねてまいります。

質問者	神武 綾 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	健康福祉部 元気づくり課
7	2	(1)、(2)		

[質問件名]

2 子育て世代包括支援センターについて

[質問要旨]

今年度の開設に向けた整備工事の進捗状況について

- 1) 11月頃、工事開始は予定どおり可能なのか。
- 2) 業務体制、レイアウト等について、予算特別委員会での質疑後、再検討は行われたか。

[質問回答]

2件目の「子育て世代包括支援センターについて」ご回答いたします。

まず、1項目め「今年度の開設に向けた整備工事の進捗状況」に関して「11月頃、工事開始は予定どおり可能なのか」についてご回答いたします。

当初の子育て世代包括支援センター改修事業計画では、5月から設計の業者選考に入る予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、若干遅れている状況です。

なお、緊急事態宣言も解除されましたことから、今後はスケジュールに従って、事務作業を進めてまいりますので、少し遅れが生じる可能性はあるものの、おおむね予定どおりに進められると考えております。

次に、2項目めの「業務体制、レイアウト等について、予算特別委員会での質疑後、再検討は行われたか」についてですが、予算特別委員会の質疑後再度協議を行い検討いたしました。国から示された令和2年度内に設置をするという期限をクリアするために予算面やスケジュール面を考慮いたしまして、現行の計画どおりで進めていくことといたしました。

また、業務体制のひとつである相談業務につきましては、子育て支援センターとして気軽に相談してもらえる環境や雰囲気を作っていましたので、今の相談しやすい環境を保ちながら、母子保健担当の職員も同じ施設に入ること、スムーズに連携しながらワンストップの相談業務ができるように努めてまいりたいと思います。

また、子育て世代包括支援センターの設置場所につきましては、予算特別委員会の際にも回答いたしましたとおり、いきいき情報センターへの設置についても検討いたしました。すでに子育て支援センターを設置している施設の方が市民の方からわかりやすいということもあり、子育て支援センターを改修して設置することといたしました。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
8	笠利毅 (5)	<p>◆「オンライン学習」のとりべき姿について 太宰府市として「オンライン学習」の推進を図るにあたり以下について伺う。</p> <p>(1) 主たる教育目的・教育内容 (2) 技術的なサポート体制 (3) 登校による学習との兼ね合い</p> <p>◆「5G」及び基礎自治体にとっての「予防原則」について</p> <p>(1) 5Gによる通信の生体、環境への影響について、市はどのような情報を得ているか。 (2) 「予防原則」を、市民の暮らしに最も近い自治体として、どのように理解しているか。どう適用すべきと考えるか。</p>

【質問本文】

5月5日に Beautiful Harmony 事業の一環として発表された「休校中の学習支援のための小中学校ICT環境整備事業」。国のGIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台のコンピューターを整備するという事業だが、5月26日には「小中学校の学習支援のための小中学校ICT環境整備事業」と少し名前を変え、引き続き予算提案がなされている。

この一連の提案は、文部科学省が昨年12月に公表していたGIGAスクール構想が前倒しでの実現が図られたことによるもので、多くの自治体でいま類似の予算提案がなされている。

必要な環境整備である。

1.1 教育目的、教育内容

しかし、全国で800万台とも1000万台ともいわれるパソコンやタブレットを一気に揃えられるはずもなく、また文部科学省も単位自治体毎の調達ではなく広域での調達を推奨していることもあって、この事業を太宰府市が完全に自らコントロールして実施することは困難と考えるべきである。補助額にも限りがある。

ハードウェアの導入をコントロールできないとすれば、それを用いて行われる教育内容・教育実践についても主体的にコントロールできなくなる蓋然性は高まる。

そもそもGIGAスクール構想そのものが、まずはハード面での標準仕様を定めることを第一とし、第二にセキュリティーの問題も含めデータはクラウドに外部化、ICTを活用した教育内容についても文部科学省、経産省、総務省、民間で提供しサポートするというものである。公教育が全体として巨大市場として外部に開かれ外部に依存してしまう可能性を認識しておくべきと思われる。

当面の導入にあたっては臨時交付金の活用が想定されており、自治体も導入経費の心配は軽減されるであろうが、通信費の負担のありかた、保守、更新など、将来的に自治体負担となりかねない

ものの方向性は現状ではほぼ未確定である。自前でそのICT環境を維持できる自治体は例外的であろう。

教育現場への全面的なICT導入は、不可逆的な変化と考えるべきであり、本来なら導入後、各自治体が自立して継続できる体制の保証が不可欠ではなかろうか。

学校の外からのICT推進の強調は、今まで進めてきたコミュニティースクールの考え方とも逆方向である。一人一人の先生方の創意工夫、子どもたちの成長、各学校現場が必要とするものの実現を助け、学校に集うみんなの信頼を醸成するのが教育ICTの本来の方向性であろう。

コロナ対策の名のもとにGIGAスクール構想を前倒しすることが、そのまま「学びを継続する」ための解決策であるとするのは単純すぎる。自治体として努力すべき点はその先にある。機械の平等が、それだけで機会の平等を生むわけではない。

人間的にも知的にも自立した国民を育てることを目指すのであれば、教育現場そのものの自主性・自律性が求められるべきである。教育的にも、技術的にも、財政的にも求めるべきである。

教育の格差が固定化していくことを心配している。

日本に限らず、コロナウイルスによる危機のなかでスムーズに「オンライン学習」を実現できたとされる外国でも、厳然として存在する教育の格差が浮き彫りになってきている。技術に依存する教育は、常に最新の技術に追いついていける余裕ないし決意がないかぎり、必ず遅れをとる児童生徒、家庭、学校、自治体、国を生む。教育委員会としては、そのような児童生徒、家庭を生まないという決意が必要と思う。

「オンライン学習」が導入されるにあたり、教育委員会として再確認し、特に配慮しておきたいと考えている教育目的あるいは教育内容を伺っておきたい。

1.2 技術的なサポート

さて、この間、スムーズに良質なオンライン教育を提供できたとされる事例にいくつも目を通した、また市内外の教育委員会や学校の状況を（ホームページを通してではあるが）見てみた。何人かの子どもに話を聞いた。

それらは

- ・ 一定（以上）の準備や経験、もしくは技術的な知識がある
- ・ 何らかの双方向性を学校・教師と子どもたちの間に築くことができる

この二点がオンラインで教育を行うための不可欠な条件であると教えてくれる。

まず、一点目に関するのだが、パソコンやタブレットを準備してあったということは過去の蓄積によるものなので、今から求めて得られるものではない。

しかし、知識による差が大きいことは、同一の自治体でも学校によって生徒への情報伝達の仕方が全く異なることから明らかだと思われる。推察しかできないが、ICT技術に明るい先生がいるかないかの違いは大きいようである。

教育ICT化を進めるにあたり、できれば各学校、せめて教育委員会には教育とICT技術の双方に通じた人材を確保しておくことが必須と考える。

太宰府市でも各家庭のパソコンやスマートフォン、タブレットなどの保有状況を調べていたが、ソフト面ハード面の技術的な知識があればあるほど、状況に応じた対策の立案が可能になるのは明らかだろう。タブレット等の配備を待つことなく次のステップを選べるであろう。間接的には財政面での自立にも寄与すると考えられる。

また、今回のような非常時でもそうだが、通常時でも臨機応変に現場のニーズを「プログラム」したり、簡単なトラブルに対処したり、また新しいシステム導入などにあたってより適切な自律的な判断を下せることが期待できる。

太宰府市として技術を持った人材の確保に動く考えがあるかを伺う。

1.3 登校による学習との兼ね合いの取り方

二点目に関して。

学びは一人で授業を受けて教材をこなすだけのものではなく、教師と生徒、生徒と生徒が、互いに支えあいながら進めていたんだということに多くの人が気づいた。

早くても8月、いや来年度になるかもしれないという1人1台のパソコン配備を待っての教育の「オンライン」化であったらどうになってしまうか。

既に3か月に及ぶ休校を経験し、いつまた第二波によって再び学校に通えない状況に陥るかわからない今の生徒児童にとってのこの一年はどうになってしまうか。特に中学3年生については、何があっても一人一人を支えられる環境とスキルを、今、構築しておかねばならない。

スマートフォンでも、持っている生徒には学校に持ってこさせてもいいのではないかな。持ってこれない生徒には貸タブレットを貸し出したり、学校のPCでかたってもらってもいいのではないかな。

明日からでも先生と生徒のコミュニケーションの手段として、生徒同士が支えあうツールとして、自主学習の助けとなるツールとして、活用することを始めるべきだと考える。

どのような使い方をするかは、各学校の先生方の努力と判断が最善であると信じて、その実現を図り、それがこれからの学校のあり方を決めていくと考えて前に進むべきだと考える。

登校できる今だからこそ、チャットからでも、宿題提出からだけでも、「オンライン学習」を開始するべき時だと考える。

教育委員会の見解を伺う。

2 「5G」及び基礎自治体にとっての「予防原則」について

1. 5Gによる通信の生体、環境への影響について、市はどのような情報を得ているか。
2. 「予防原則」を、住民の暮らしに最も近い自治体として、どのように理解しているか。どう運用すべきと考えるか。

2.1 生体、環境への影響

第5世代移動通信システム（5G）は、これから普及が図られる技術であり、それによって「～が可能になる」という情報は豊富だが、負の影響についての情報はあまり伝わってはいない。

ただ、健康や環境への影響を懸念する声もあり、自治体として情報を得ておく必要はあると考え

る。そこで、

1. 5Gの生体や環境への影響を懸念する意見
2. 5Gは科学的に安全性が立証されているという意見
3. 5Gは安全性も危険性も科学的に立証まではされていないという意見

それぞれについて、市が得ている情報を教えていただきたい。

2.2 予防原則

ヨーロッパなどでは、新たに導入される技術の環境への影響について「予防原則」という考え方を取る場合がある。

「予防原則」とはどのような考え方と理解しているか。また、住民の暮らしに最も近い基礎自治体としては、それがどのように適用、運用されるのが望ましいと考えるか。

市の考えを伺う。

質問者	笠利 毅 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	教育部 学校教育課
8	1	(1)～(3)		

[質問件名]

1 「オンライン学習」のとりべき姿について

[質問要旨]

太宰府市として「オンライン学習」の推進を図るにあたり、以下について伺う。

- 1 主たる教育目的・教育内容
- 2 技術的なサポート体制
- 3 登校による学習との兼ね合い

[質問回答]

1件目の「『オンライン学習』のとりべき姿について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「主たる教育目的あるいは教育内容について」ですが、文部科学省の「G I G Aスクール構想」は、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T環境を実現する」ことを目指しています。

1人1台端末を実現することで、児童生徒一人一人のニーズに合った学習が可能になります。例えば、児童生徒が、これまでは紙で提示されていた資料を動画で見たり、詳しく見たい部分を拡大してみたり、個人のつまずきに応じてコンピュータが作成した算数の練習問題を解いたりすることができるようになります。このように、より分かりやすい授業を実現することで、教室における一斉学習で取り残されがちな児童生徒の学びを支援することにつながると考えます。

また、高速通信環境を実現することで、児童生徒が場所を選ばず学ぶことができるようになります。今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、小中学校が再び臨時休業となることが懸念されますが、その際、オンライン学習が有効な手立てになると考えております。

次に、2項目め「技術的なサポート体制」についてお答えいたします。

全児童生徒分のコンピュータ端末を全小中学校に配備し、更に現在の学校のWi-Fi環境をより快適にするための設備などを本年度導入できるよう計画を進めているところです。

今後各学校で、本格的にコンピュータ端末の整備が進めば、コンピュータのハード面でのトラブルやソフトの使い方の問い合わせなど、様々なことが発生することが予想されます。本市では、平成28年度に研究指定校として太宰府東小学校に I C T支援員を派遣し、タブレットパソコン活用を中心とした授業や校務における I C T活用支援、 I C Tを活用するための運用・管理の支援、教員の授業や校務における I C T活用能力向上のための支援等を行いました。更に、令和元年度から全小中学校を対象に授業支援・校務支援・障害対応・ I C T環境整備などを業務内容として専門の事業者と委託契約を結び、2名の I C T支援員を各学校に派遣いたしております。 I C T支援員不在

時におけるICT機器等の使用方法に関する問い合わせや障害発生時の対応、また、ICT支援員では対応が難しい案件が発生した場合においても電話やメールなどを活用してのサポートや一時対応を行うことができるヘルプデスクを委託業者に設置させており、全小中学校にICT環境が整った後もさらなる学校支援に努めてまいります。

また、ICTの技術にたけた本市職員や教育委員会の指導主事等が協力しながら、ICTを活用した学習活動の充実に努めてまいります。

次に、3項目め「登校による学習との兼ね合い」についてお答えいたします。

文部科学省の「GIGAスクール構想」は、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指しています。

このことから、オンラインを含むICTのよさを生かすことで、登校による学習をより充実させることが求められていると考えます。

現時点では1人1台端末配備は実現しておりませんが、4月からの臨時休業中、ホームページやケーブルテレビを通じて先生からのメッセージ動画や学習支援動画等を掲載した学校、紙で配付した学習プリントにQRコードをつけてパソコンやスマホで参考動画を見ることを可能にした学校などがあり、取り組めることから実践し始めている状況です。

質問者	笠利 毅 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	市民生活部 環境課
8	2	(1) (2)		

[質問件名]

2 「5G」及び基礎自治体にとっての「予防原則」について

[質問要旨]

- (1) 5Gによる通信の生体、環境への影響について、市はどのような情報を得ているのか。
 (2) 「予防原則」を、市民の暮らしに最も近い自治体として、どのように理解しているのか。どう適用すべきと考えるか。

[質問回答]

2件目の「『5G』及び基礎自治体にとっての『予防原則』について」ご回答いたします。

まず、1項目目の「5Gによる通信の生体、環境への影響について、市はどのような情報を得ているのか。」についてですが、5G電波につきましては、インターネット上で生体や環境への影響を懸念する様々な意見があることは承知しています。しかしながら、5G電波の安全性につきましては、国において国際的なガイドラインに準拠した人体に影響を及ぼさない十分な安全率を考慮した「電波防護指針」により厳しく管理されており、5G電波のように比較的高い周波数帯が使用される電波であっても、基準値以下の電波であれば人体に与える影響はないとの見解が示されているところです。

なお、今日まで携帯電話の使用を原因とするいかなる健康被害も立証されていないとのことですが、携帯電話の長期間の長時間使用等については、更なる研究が必要とされていることから、WHOを中心に我が国をはじめ世界各国で研究が行われていることは承知しています。

今後も5Gを含む電波の安全性につきましては、総務省から発表される情報を注視しながら、引き続き情報の把握に努めてまいります。

次に、2項目目の「『予防原則』を、市民の暮らしに最も近い自治体として、どのように理解しているのか。どう適用すべきと考えるか。」についてですが、「予防原則」は、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響及び被害の因果関係が科学的に証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行う考え方であると認識しています。国の法令等で規制や基準が設けられているものに関しましては、市独自の判断で適用又は運用をするものではないと考えますが、市民の皆様の心配や不安の払拭に可能な限り努めることは必要であると考えています。

なお、携帯電話基地局の設置につきましては、平成26年3月に「太宰府市携帯電話基地局の設置に関する指導要綱」を定めており、事業者に対し指導要綱の目的を説明のうえ、指導要綱に沿った市民への対応をお願いしています。

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
9	門 田 直 樹 (15)	<p>◆太宰府歴史スポーツ公園について 太宰府歴史スポーツ公園について伺う。</p> <p>(1) 倉庫の撤去に関して 昨年の12月議会では、「10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている」との回答を受けた。また、「まずは撤去に関する協議を行う」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。</p> <p>(2) 芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について 当事者の特定について相談された「関係機関等」の、名称、相談形態、相談内容を伺う。</p> <p>(3) 多目的広場の芝生の面積について 公園台帳9930.9平方メートル、指定管理仕様書7539平方メートルと数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。 また、測定の時期や方法ではなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。</p> <p>(4) 市民が利用できない都市公園 12月議会で「市民が利用できない」と言ったのは制度上のことではなく、実態を指してのことである。 同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。</p> <p>(5) 太宰府市公園条例について 3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除去されるべきと考えるが、ご所見を伺う。</p>

【質問本文】

太宰府歴史スポーツ公園について伺う。

①倉庫の撤去に関して

昨年の12月議会では、「10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている」との回答を受けた。

また、「まずは撤去に関する協議を行う」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。

②芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について

当事者の特定について相談された「関係機関等」の、名称、相談形態、相談内容を伺う。

③多目的広場の芝生の面積について

公園台帳9930.9平方メートル、指定管理仕様書7539平方メートルと数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。

また、測定の時期や方法ではなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺

う。

④市民が利用できない都市公園

12月議会で「市民が利用できない」と言ったのは制度上のことではなく、実態を指してのことである。

同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。

⑤太宰府市公園条例について

3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。

したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除去されるべきと考えるが、ご所見を伺う。

質問者	門田 直樹 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	教育部 スポーツ課 都市整備部 建設課 都市整備部 都市計画課
9	1	(1)～(5)		

[質問件名]

1 太宰府歴史スポーツ公園について

[質問要旨]

- ① 倉庫の撤去に関して
 昨年の12月議会では、「10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている」との回答を受けた。また、「まずは撤去に関する協議を行う」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。
- ② 芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について
 当事者の特定について相談された「関係機関等」の、名称、相談形態、相談内容を伺う。
- ③ 多目的広場の芝生の面積について
 公園台帳9,930.9平方メートル、指定管理仕様書7,539平方メートルと数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。また、測量の時期や方法でなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。
- ④ 市民が利用できない都市公園
 12月議会で「市民が利用できない」と言ったのは制度上のことでなく、実態を指してのことである。同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。
- ⑤ 太宰府市公園条例について
 3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。
 したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除却されるべきと考えるが、ご所見を伺う。

[質問回答]

「太宰府歴史スポーツ公園について」ご回答いたします。

まず、1項目目の「倉庫の撤去に関して、昨年の12月議会では、『10月2日に利用団体の求めに応じ説明会を行い、その後も協議を続けている』との回答を受けた。また、『まずは撤去に関する協議を行う』」とも明言されているが、結論は出たのか伺う。」についてお答えいたします。

本年3月議会にて、条例改正を可決いただきましたが、その後、新型コロナウイルスの影響により各団体との協議を行えておりません。今後は、これまでに各団体から出された様々な課題に併せ、今回の条例改正を受けて利用団体との協議を重ね、方向性を定めていきたいと考えております。

次に、2項目目の「芝の剥ぎ取りやフェンスの毀損について、当事者の特定について相談された『関係機関等』の、名称、相談形態、相談内容を伺う。」についてお答えいたします。

平成30年12月に法律事務所を訪問し弁護士に相談しました。内容については、太宰府市公園条例第6条に規定する禁止行為についての見解を伺いました。

また、先の議会で説明しておりました警察への相談日に誤りが判明いたしましたので、訂正させていただきます。平成30年3月は平成31年3月の誤りでした。この場をお借りいたしまし

て、お詫び申し上げます。

内容につきましては、公園内のフェンスが壊れていたこと等が確認された場合、一般的にどのような対応が考えられるのか相談いたしました。

次に、3項目めの「多目的広場の芝生の面積について、公園台帳9,930.9平方メートル、指定管理仕様書7,539平方メートルと数字が違っているが、問題はないのか改めて伺う。また、測量の時期や方法でなく、そもそもなぜ大きな差があるのか調査、考察されたのか伺う。」についてお答えいたします。

公園台帳記載の多目的広場の芝生の面積につきましては、公園開設時の芝生の面積と捉えております。また、指定管理仕様書記載の面積と数字が違っていることは認識しております。数値に大きな差があることにつきましては、公園を運用する中で、多目的広場を利用する団体が活動することにより、芝生面積が減少したものなのか、あるいは別の要因によるものなのか、特定できていない状況です。

次に、4項目めの「市民が利用できない都市公園、12月議会で『市民が利用できない』と言ったのは制度上のことでなく、実態を指してのことである。同公園は地区公園であると説明しておられるが、市街地に位置する地区公園の多目的広場が競技場化し、一般市民が自由に使えない状況をどう考えておられるのか、市長に伺う。」についてお答えいたします。

12月議会で答弁いたしましたとおり、条例上は多目的広場は有料公園施設として占有し使用いただくことが可能ですが、今後とも、より多くの市民の皆様に親しんでいただける公園づくりを目指してまいります。

次に、5項目めの「3月議会で改正を可決したが、第7条の2で準拠する都市公園法第5条第1項は、許可を受けての設置、管理を求めている。したがって無許可の設置物は同条例からも直ちに除却されるべきと考えるが、ご所見を伺う。」についてお答えいたします。

3月議会で可決いただきました太宰府市公園条例の改正につきましては、都市公園法第5条第1項の規定に基づく許可申請に必要な条項を追加したものであり、市内にあるすべての都市公園に適用されることとなります。現在策定中の倉庫等の設置に関する要綱、要領に基づき、規定に合致した倉庫については、許可していきたいと考えております。